

公共調達監視委員会における議事概要

部局名 長崎労働局

- 1 開催日 令和4年8月1日(月)
- 2 監視委員 委員長 堀江 憲二 弁護士
委員 東 直美 公認会計士・税理士
委員 福澤 勝彦 大学教授
- 3 審査対象期間 令和4年1月1日～令和4年6月30日

4 審議の概要

(1) 長崎労働局公共調達審査会審議結果の審議について

① 公共工事の競争入札案件

特に意見等なし

② 物品・役務等の競争入札案件

(委員) No.16の電気供給契約について、前年度までは複数社からの応札があるようだが、今回は1社のみとなっている。電力供給の自由化により多くの企業が新たに参入したとの話もあるが、応札業者1社のみになったことについてはどのように考えているのか。

(労働局) 今回から、仕様書に「再生可能エネルギーの割合を一定率示すこと。」を追加したため、応札業者が1社になったのではないかと。小規模の電力事業者では、再生可能エネルギーの割合を提示することは困難かもしれない。

(委員) No.7の空調設備保守点検について、今回の落札業者と前年度までの落札業者では名称に違いがあるようだが、同一業者なのか。

(労働局) 令和4年4月に名称変更しており、同一業者です。

(委員) No.5のプリンタ購入契約について、入札書に「¥」マーク表示漏れのため、無効となった業者がいるようだが、救済する方法はなかったのか。

もし、無効となった業者の入札金額が落札額より安価だった場合、わざわざ高い額の契約を締結することに疑問が生じるのではないかと。

(労働局) 入札金額の書き換え防止のため、事前に説明するほか入札の説明書に記載して、「¥」マークの記入漏れ防止の注意喚起を行っております。

(委員) 事務方の説明趣旨は理解できるが、実を取らないケースがあつてよいのかと考えてしまうが・・・過去にも、同様のケースはあるのか。

(労働局) 過去にも、同様のケースがありました。

(委員) 入札の規定はないのか。

(労働局) 入札の規定には、こうしたケースでは無効となる旨明記されている。

(委員) 使用形式の誤りによる再入札はできないのか。

電子入札の場合には、差し替え等が可能なのではないのか。

(労働局) 入札書は封緘されており、事前に内容等の確認はできません。

また、電子入札の場合も、訂正・修正は指導しておりません。

(委員) 公正な公共調達が行われることは重要であります。単なる記載漏れにより、より安価な契約を行わないことには、疑問が残ります。

改善の方向性を検討していただきたい。

(委員長) 公共工事並びに物品・役務等の競争入札案件については、適正と判断する。

③ 物品・役務等の随意契約案件

(委員) No.22 の事業委託について、他の地域の落札率が 100.00%であるのに対し、本件のみ 99.99%となっている。何か理由はあるのか。

(労働局) 端数処理の関係でこの落札率になっており、特段の理由はないと思われま。

(委員) 予定価格から、5円でも超過した場合は、契約はできないのか。

(労働局) このような事業の契約の場合、予定価格を超過しているケースでは再入札になります。

(委員) こうした事業が、随意契約となっている理由はなにか。

(労働局) 補足資料にも記載しておりますが、知事による委託予定者の推薦が先にあり、他の事業者が参入することはできません。

また、予定価格は、人件費・事業経費・消費税の3項目で設定しております。

(委員) 施設建物の賃貸借契約について、賃貸借金額に変更がなくても、毎年度、契約を更新することとなるのか。

(労働局) 単年度予算で対応している関係から、賃貸借金額に変更がない場合でも、契約書での更新を行っております。

(委員長) 物品・役務等の随意契約案件については、適正と判断する。

(2) その他の事項

特になし。